地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、 その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成29年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費稅交付金(社会保障財源化分)

56,000千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

316,542千円

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	財源內訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	老人福祉	75,089	0	9,879	65,210	50,000
	障害者福祉	241,453	103,123	62,315	76,015	6,000
승 計		316,542	103,123	72,194	141,225	56,000